

別表六(五の二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条第6項から第8項まで（外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、法人税申告書に添付する外国孫会社の配当等に係る事業年度の財務諸表、外国孫会社が課された外国法人税額を証する書類等規則第29条の2第3号、第4号及び第8号に掲げる書類を基礎として記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものあっては、外国孫会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「外国孫会社の名称等」の各欄には、外国孫会社の配当等に係る外国法人税を納付するものとみなされる事業年度において、その配当等をした外国孫会社の「名称」並びに本店又は主たる事務所の所在地国の「国名」及び「地名」を記載します。
- 4 「外国子会社の外国孫会社に係る持株割合4」には、外国子会社が外国孫会社から受ける配当等の額の支払義務が確定する日における外国子会社の外国孫会社に対する持株割合を記載するものとし、「外国孫会社に係る間接保有の持株割合5」には、同日における令150条の3第1項第2号（外国孫会社の要件）に規定する割合を記載します。
- 5 「配当の金額のうち配当事業年度の所得金額以下の部分に係る金額の計算①」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「配当等算出基礎所得金額10」には、外国孫会社が配当等の額を算出する基礎として計算したその事業年度の所得金額を記載します。
 - (2) 「調整後の課税所得金額11」には、外国孫会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令により計算されるその事業年度の所得の金額につき次の調整を加えた金額を記載します。
 - イ 外国孫会社に対して課される外国法人税の額を損金の額に算入している場合には、その損金算入額を加算する。
 - ロ 外国法人税を課さないこととされた所得がある場合には、その所得の金額を加算する。
 - (3) 「外国孫会社の外国法人税額18」は、令第141条（外国法人税の範囲）に規定する外国法人税について記載します。

この場合、その事業年度に係る外国法人税で法第69条第6項から第8項までの規定の適用を受けようとするものが2以上あるときは、その合計額により記載します。
- 6 「配当の金額のうち配当事業年度の所得金額を超える部分に係る金額の計算②・③」の各欄は、「各事業年度に係る受取配当金額16」の金額が「(14)のうち受取配当に係る部分の金額15」の金額を超える場合において、その超える金額が配当事業年度に最も近い事業年度の所得の金額から順次配当されたものとして5に準じて記載します。